

【お知らせ】 官報にて、建築基準法の一部を改正する法律が公布されました。

前号でお知らせしたこの法律は、一部の規定を除き、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行することとなりました。改正項目の概要を、お知らせします。詳細は、H30年6月27日（水）官報（号外第138号）をご参照下さい。

<http://kanpou.npb.go.jp/20180627/20180627g00138/20180627g001380012f.html>

建築基準法の一部を改正する法律の概要

番号	項目	関係条文
1	建築確認を要しない特殊建築物の範囲の拡大	第6条第1項第一号
2	建築物の維持保全に関する規定の整備	第8条第2項 / 第9条の4
3	防火・避難に関する規定の整備 ・「延焼のおそれのある部分」の定義の見直し ・木造建築物等である特殊建築物の外壁等に関する規制の廃止	第2条第六号 / 第21条第1項 / 第24条 第26条及び第36条 / 第27条第1項
4	長屋又は共同住宅の各戸の界壁に関する規制の合理化	第30条
5	接道規制に関する規定の整備	第43条第2項第一号 / 第43条第3項第五号
6	用途規制の適用除外に係る手続の合理化	第48条第16項第二号
7	容積率規制の合理化	第52条第3項及び第6項
8	建蔽率規制の合理化	第53条第3項第一号イ及びロ 第53条第6項第一号 / 第53条第5項
9	日影規制の適用除外に係る手続の合理化	第56条の2第1項ただし書
10	防火地域等内の建築物に関する規制の合理化	第61条 / 第67条第1項
11	仮設建築物及び用途変更に関する規定の整備	第85条第6項及び第7項 / 第87条の2 / 第87条の3

【お知らせ】省エネ適判を受けた建物の完了検査について

GBRCでは、「**省エネ基準適合義務対象建築物に係る完了検査マニュアル**」に基づいて実施しています。このマニュアルは、(一社)住宅性能評価・表示協会のHP (https://www.hyoukakyokai.or.jp/shouene_tekihan/siryo.html) から、ダウンロード可能です。

検査までに準備頂くもの

完了検査に必要な書類

+



**省エネ基準
工事監理報告書**



モデル建物法と
標準入力法で
様式が異なります。



様式は、弊法人のHPからダウンロードできます。

http://www.gbrc.or.jp/confirm_inspection/tekihan/

記入例



大阪府内建築行政連絡協議会のHPをご参照ください。

<http://www.cac-osaka.jp/document/energysaving/energysaving.html>

検査までの注意点

軽微な変更や計画変更がないか ご確認下さい。

軽微な変更

ルートA,B,Cによる「軽微な変更説明書」を提出して下さい。

ルートCは、事前に「軽微変更該当証明申請書」を提出して頂くことになり、費用も発生しますので、ご注意下さい。

→建築確認の「軽微な変更説明書」に以下の文言を追記して下さい。
「建築物省エネ法の変更」規則第3条の2第1項第16号

計画変更

変更計画書と図書、計画変更の概要の一覧を提出して下さい。
費用が発生します。

検査当日の大きな流れ

建築確認の検査



省エネ適判の検査



検査終了

外皮の検査の概要

断熱仕様が分かる写真と施工計画書の確認、
窓は目視とコンベックスによる計測、
ブラインドボックスは目視確認。



一次エネルギーの検査の概要

計算で用いた機器の定格値等を納入仕様書、写真等および現物確認。
照明器具は目視により設置数の確認。
給湯等の配管は、写真等および現物確認。
EVは、EV工事完了検査試験成績表で確認。



【お知らせ】検査のお申し込みの流れ

検査**1週間前まで**に、検査の窓口担当者に以下の手続きをお願いします。

- 検査**希望日**の連絡（電話・メール）
- 検査**書類**のメール提出



- (1) 検査申請書（HPに様式あり）（押印は後日可）
- (2) 請求書の宛先（HPに様式あり）
- (3) 現場事務所案内図
- (4) 検査対象範囲図と検査面積（中間検査時のみ）



7月の検査が混み合っております。
早めのご予約をお願いします。

手続き等、不明点がございましたら、
担当者まで、お問い合わせ下さい。



検査の窓口担当

川上 : 06-6966-7596
kawakami@gbrc.or.jp
伊豫部 : 06-6966-7572
iyobe@gbrc.or.jp

【お知らせ】建築行政に関する最近の 取組等に関する説明会

前回のメルマガで、「建築基準法の一部を改正する法律案」の概要をご案内させて頂きました。

平成30年4月26日（木）に、建築基準法の改正案等に関する周知を行うため、特定行政庁、地方整備局、指定確認検査機関の職員向けの「**建築行政に関する最近の取組等に関する説明会**」が開催され、弊社職員も参加してまいりました。

その**概要**が下記アドレスに掲載されましたので、是非ご参照ください。

<http://www.mlit.go.jp/jutakukentiku/setsumeikai.html>

ポイント

1枚目にお知らせしました改正内容の具体案を知ることができます。



例) 延焼の恐れのある
範囲の角度の考え方

【編集後記】

昨年4月1日より本格的に適用された建築物省エネ法の適合判定制度実施案件が、完了検査を受ける時期となりました。そこで、今回のメルマガでは、完了検査における省エネ適判の注意点をご紹介しております。ぜひとも参考になさって頂き、円滑な運用へのご協力頂けたら幸いです。

小暑を控え、これから暑い時期となってまいります。水分補給に留意し、よりよい日々をお過ごしください。

発行者：一般財団法人 日本建築総合試験所
建築確認評価センター 建築確認検査課
担当：中川・中尾
TEL：06(6966)7565
E-mail：kakunin@gbrc.or.jp